

三朝町放課後児童クラブのあり方検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するために設置された放課後児童クラブ（以下「放課後児童クラブ」という。）の運営のあり方に関する事項を検討するため、三朝町放課後児童クラブのあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、その結果を教育長に答申するものとする。

- (1) 放課後児童クラブの運営のあり方に関する事項
- (2) その他放課後児童の健全育成に関する事項

(組織)

第3条 委員会の委員は10人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育並びに青少年育成団体関係者
- (2) コミュニティ・スクール関係者（学校運営協議会を含む）
- (3) 地域協議会が推薦する者
- (4) 利用児童保護者
- (5) 学童クラブ運営関係者
- (6) その他教育長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱を受けた日から教育長に対して答申する日までとする。ただし、任期中に委員が交代するときは、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

- 2 委員長は会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育総務課において行う。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は、会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この訓令の施行の日以後最初に開かれる会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。